令和８年　第18回委員会会議録

1　開催年月日　令和８年９月７日（月）

2　開閉会時刻　開会：午前10時30分　閉会：午前11時10分

3　場　　所　福岡市選挙管理委員室

4　出 席 委 員　冨永委員長、市木委員長職務代理者、栃木委員、宮﨑委員

5　事務局職員　選挙課長、庶務係長、選挙係長、書記１名

6　傍　聴　者　なし

7　議　　題

（１）議案

議案第25号　直接請求に必要な選挙人の数について

（２）報告事項

①　選挙人名簿登録者数について

②　在外選挙人名簿登録者数について

③　政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

④　公職選挙法等の一部改正について

⑤　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正について

（３）その他

次回以降の委員会の開催予定日時

・令和８年９月24日（木）午前10時30分

・令和８年10月５日（月）午前10時30分

・令和８年10月20日（火）午前10時30分

8　議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）

（１）報告事項

報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。

（２）その他

・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。

【質疑等】

○　議案第25号について、「市町村の合併の特例に関する法律第４条及び第５条に規定する」とあるが、具体的にはどういった場合を指すのか。

▲　「市町村の合併の特例に関する法律第４条及び第５条」に規定されている内
容については、市町村合併の住民請求を行う際に必要な有権者数を示している
ものである。
○　報告事項④について、附則関係の施行期日が令和９年３月１日と記載がある
が、これは導入を前提としているものと考えていいのか。
▲　改正法附則第８条第１項については、従来より総務省が検討してきた内容で
ある。すでに令和８年７月17日に公布されているため、今後、公布後１年を目
途に課題の検証など実施に向けて検討を行っていくのではないか、と思料して
いる。